

# 大田区立池雪小学校PTA規約

## 第1章 総則

### (名称と事務所)

第1条 本会は、大田区立池雪小学校(以下本校という。) P T Aと称する。事務所は本校内におく。

### (目的)

第2条 本会は、学校・家庭および社会における児童の福祉を増進し、学校教育を理解し、あわせて地域社会の文化の向上に寄与することを目的とする。

### (方針)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の方針に従って活動する。

- (1) 本会は、教育振興を本旨とする民主的団体として活動する。
- (2) 本会は、営利を目的とせず、いかなる政党宗派にも関わらない。
- (3) 本会は、児童及び青少年の福祉のために活動するほかの社会的団体及び機関と協力する。
- (4) 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配統制干渉をも受けない。
- (5) 本会は、本校に対してその活動を助けるために意見を具申し参考資料を提供するが、直接学校の経営や教職員の人事には干渉しない。

### (活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 児童の福祉を増進するための活動
  - ア. 児童の校外における生活指導に関する活動
  - イ. 児童の保健および体位向上に関する活動
- (2) 地域社会の文化向上に寄与する活動
  - ア. 学校と家庭相互の理解と協力に関する活動
  - イ. 会員相互の修養と親睦に関する活動
  - ウ. 環境の改善に関する活動
- (3) その他、本会の目的達成に必要と認められる活動

## 第2章 組織と機関

### (会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 本校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者(以下「保護者」という。)

(2) 学校長および本校に勤務する教職員(以下「教職員」という)

(3) その他、会長が認める者

### (役員)

第6条 本会におく役員は次のとおりとする。役員は他の役員を兼ねることはできない。

- (1) 会長 1名(保護者)
- (2) 副会長 3名以上(保護者2名以上、教職員1名以上)
- (3) 庶務 3名以上(保護者2名以上、教職員1名以上)
- (4) 会計 3名以上(保護者2名以上、教職員1名以上)

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表して会務を総理する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 庶務 企画運営および総会、代表委員会、役員会の議事録を作成し、各種の通知を発送する。
- (4) 会計 本会のすべての金銭の収支を行い、予算編成、決算報告の事務を行う。

### (役員を選出)

第8条 役員を選出方法は次のとおりとする。

- (1) 保護者役員は、保護者会員中の5分の1以上の賛同をもって決定する。
- (2) 教職員役員は、学校長の指名により決定する。

### (委員)

第9条 本会におく委員は次のとおりとする。

- (1) クラス代表委員 各学級保護者1名
  - (2) 専門委員
    - ア. 文化厚生 各学級保護者1名以上 教職員1名
    - イ. 校外生活 各学級保護者1名以上 教職員1名
    - ウ. 広報 各学級保護者1名以上 教職員1名
    - エ. わくわく 各学級保護者1名以上 教職員1名
- 2 会長は、臨時的課題解決のために専門委員をおくことができる。

### (委員の仕事)

第10条 委員は保護者と担任の連絡・協力につとめ学級教育の振興をはかる。

2 委員は必要に応じて、クラス集会および学年集会を開くことができる。

3 クラス代表委員は運営・代表委員会に出席し、決定事項を学級に報告しなければならない。

4 専門委員は専門委員会に出席し、決定事項をクラスに報告しなければならない。

5 各専門委員の任務については、別途定める。

#### (委員の選出)

第11条 委員の選出方法は次のとおりとする。

(1)保護者委員は、各学級から組織に必要な人員を選出する。

(2)教職員委員は、学校長の指名により決定する。

2 各専門委員の委員長1名、副委員長1名以上は、各専門委員(保護者)において互選する。

#### (学年代表)

第12条 各学年に、学年代表(保護者1名 教職員1名)をおく。

#### (学年代表の任務)

第13条 学年代表は、それぞれ学年の保護者および教職員の意思を代表して、各種会議に出席する。

#### (学年代表の選出)

第14条 保護者の学年代表は、各学年のクラス代表委員において互選する。また、教職員の学年代表は、学校長が指名する。

#### (会計監査)

第15条 本会の年度の会計を監査し、その結果を総会に報告するために、会計監査をおく。

2 会計監査は、保護者3名以上、教職員1名以上によって構成する。

3 会計監査は、役員または委員を兼ねることができない。

4 会計監査は役員会および各種会議に出席し、意見を述べることができる。

#### (顧問および相談役)

第16条 本会に顧問および相談役をおくことができる。

2 顧問は、本会に功績のあった者を会長が委嘱する。顧問は、会長の諮問に応じて、役員会その他の会議に出席して意見を述べるができる。

3 相談役は、学校長とし会長が委嘱する。相談役は、会長の要請に応じて、意見を述べるができる。

#### (役員等の任期と補欠)

第17条 役員、委員、会計監査、顧問および相談役の就任は毎年4月1日とし、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員および会計監査に欠員が生じたときは、補欠を運営・代表委員会で選任する。その任期は前任者の残任期間とする。

3 委員に欠員が生じたときは、補欠を各学級で選任する。その任期は前任者の残任期間とする。

### 第3章 会議

#### (会議の種類)

第18条 会議は、総会、運営・代表委員会および役員会とする。

#### (総会)

第19条 総会は、本会の最高議決機関で次の事項を取り扱う。

(1)年度決算

(2)役員の承認

(3)各種活動計画

(4)年度予算

(5)規約の決定および変更

(6)その他本会の目的達成に必要な事項

2 総会は、毎年度初めに開くほか、必要があれば、臨時に開くことができる。

3 定足数は会員の5分の1とする。

#### (運営・代表委員会)

第20条 運営・代表委員会は、役員、各クラス代表委員、各専門委員長および役員等選考委員長をもって構成し、総会に次ぐ重要案件の審議決定を行い、また総会への提出の議案を決定する。

2 運営・代表委員会は、毎学期原則として2回定期に開くほか、必要に応じ開くことができる。

3 定足数は構成員の過半数とする。ただし、役員以外は代理出席を認める。

4 会長は必要と認められた者に、運営・代表委員会への出席を求めることができる。

#### (役員会)

第21条 役員会は、保護者役員をもって構成し、必要に応じて開催し、本会の運営や運営・代表委員会に提出する議案の企画等、重要案件について審議する。

2 定足数は構成員の過半数とする。

3 役員会は、緊急事項対応について、運営・代表委員会に代わって審議決定することができる。この場合、次回運営・代表委員会に報告し承認を求めることとする。

4 会長は必要と認めた者に、役員会への出席を求めることができる。

**(会議の招集)**

第22条 総会、運営・代表委員会および役員会は、会長がこれを招集する。なお、各会議とも、構成員の3分の1以上の要請があった場合にはすみやかに開かなくてはならない。

**(各会議の議長)**

第23条 各会議の議長は、その都度、会議の構成員の互選によって定める。

**(各会議の議決)**

第24条 各会議の議決は、すべて出席した構成員の過半数をもって行い、賛否同数の場合には議長の採決によるものとする。ただし、構成員は委任状をもって、議決権を行使することができる。

## 第4章 経理

**(経費)**

第25条 本会の経費は会費、活動収入および寄付金をもって充てる。

**(会費)**

第26条 会費は、1家庭年額3,000円とする。  
2 会費は、会員の事情によって減免することができる。

**(会計年度)**

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 附則

**(施行細則)**

第1条 会長は役員会の協議を経て、本会則の施行に関する細則を定めることができる。

**(規約改正)**

第2条 本規約は総会において、出席者の3分の2以上の同意によって改正することができる。

昭和56年4月28日実施  
平成2年3月9日一部改正  
平成3年3月8日一部改正  
平成4年3月6日一部改正  
平成19年5月1日一部改正  
平成27年5月17日一部改正